

株 主 各 位

東京都練馬区豊玉北三丁目3番10号

株式会社 **平賀**

代表取締役社長 中 前 圭 司

## 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年においては極力、郵送（書面）またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。郵送（書面）またはインターネットにより議決権行使をいただく場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月22日（水曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都練馬区豊玉上2丁目23-10  
練馬産業会館 1階 集会室
3. 会議の目的事項  
報告事項 第67期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び  
計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ◎ 本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上、開催させていただきます。株主の皆さまの健康と安全を第一に考え、本株主総会へのご来場につきましては見合わせることもご検討いただき、可能な限り、書面または電磁的方法（インターネット等）で事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。また、ご出席の場合にはマスクの着用等感染防止のためにご配慮くださいますようお願い申し上げます。開催当日までに株主総会の運営方法等に変更が生じる場合には、当社ホームページ (<https://www.pp-hiraga.co.jp/>) に掲載いたします。
- ◎ 議決権行使に関するご案内
- 【当日ご出席の場合】
- 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 【郵送(書面)による議決権行使の場合】
- 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。
- 【インターネットによる議決権行使の場合】
- 議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2022年6月22日(水曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。
- インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、3頁・4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類及び添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.pp-hiraga.co.jp/>) において掲載することによりお知らせいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

**議決権行使ウェブサイトアドレス** <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) 「スマート行使」による方法

同封の議決権行使書用紙に記載された「QRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使することができます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

#### (2) 「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

パソコンやスマートフォンから上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年6月22日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- (5) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、行使される株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**  
電話番号 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続く中、ワクチン接種が進み、徐々に経済活動も正常化に向かいつつあるものの、新たな変異株の脅威や世界的な部材不足の影響、ウクライナ情勢など、楽観視できない状況が続いております。

印刷業界におきましても、紙媒体の広告の縮小はさらに進み、原材料価格の高騰、物流費上昇の懸念など、経営環境は厳しさを増しております。

そのような環境のもと、当社は消費者ニーズや市場の動向を的確につかみ、クライアント企業の集客や購買単価UPにつながる施策の提案に努めてまいりました。さらに個々のクライアントの抱える、固有の問題や課題を、独自ノウハウをもって解決をサポートする販促コンサルとして、収益拡大、業務効率の改善、及びブランドの構築など、企業価値そのものを向上させる提案も行っていました。

それらの施策により、前期から継続して取り組んできた新規顧客開拓及び、既存顧客への新商材の販路拡大が進みました。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少していた販促の印刷需要も回復傾向となり、収益力が着実に向上してまいりました。

生産面におきましては、継続的な投資による生産効率の向上及び組織横断的な連携強化により、生産設備の稼働率が向上し、結果外部流出コスト削減が進みました。

以上の結果から、当事業年度の業績は、売上高は85億7百万円(前期比25.8%増)、営業利益は5億54百万円(前期比864.8%増)、経常利益は5億97百万円(前期比597.4%増)、当期純利益は3億86百万円(前期比668.1%増)となりました。

今後も、収益力強化の継続、新事業・新領域への挑戦と、成長への取り組みを継続し、顧客の課題解決における真のベストパートナーとして、持続的成長が実現できる強い企業を目指してまいります。

なお、所有不動産の有効活用を目的として、2022年1月、第二ビル(別館)(住所:東京都練馬区豊玉北3丁目3番10号)の平面駐車場に保育士寮併設の保育園を建設、同年2月より保育園運営会社との賃貸を開始しました。

(2) 設備投資の状況

当期におきましては、作業効率向上等を目的とした高速度油圧締自動断裁機・自動包装機の導入及び所有不動産の有効活用を目的とした保育士寮併設の保育園建設を行い、その総額は5億12百万円でありました。

(3) 資金調達の状況

当期において、当社所有不動産の有効活用を目的として、保育士寮併設の保育園を建設するため、長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）4億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

①デジタル化における提案力の強化

世の中のデジタル化が加速するなか、多くの企業はその推進に苦勞しているというのが実情です。当社のクライアントにおきましても、本部や店舗毎の業務の省力化・効率化、顧客情報・販売情報の分析など、デジタル化による業務改善のニーズが高まっております。当社ではクライアントの販促実態を分析し、それらを一元管理するシステムを開発・提供することで、クライアントの抱える課題を解決する体制を強化してまいります。

②競争力を高める仕組みの構築

積極的投資による生産効率の改善や仕入先の変更・入札の実施により購買力の向上を図ってまいります。さらに情報技術の活用により印刷設備稼働を安定化し、生産性を向上させ収益力を強化することにより競争力を高める仕組みを構築してまいります。

③人材の確保及び育成

事業の安定化及び持続的な成長を図るため、優秀な人材の確保及び育成に力を入れております。そのため職場環境の改善、福利厚生や教育研修の充実に努め、若手からマネジメント層まで、ともに協力し合い、個が企業とともに成長できる仕組みを構築してまいります。

#### ④外部環境変化への取り組み

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続く中、ワクチン接種が進み、徐々に経済活動も正常化に向かいつつあるものの、新たな変異株の脅威や、世界的な部材不足の影響や、地政学的リスクの高まりなど、依然として予断を許さない状況が予想されます。

このような環境変化の中で、当社は様々な外部要因による市場の変化に柔軟に対応できるよう、営業・製造体制の構築及び戦略的な投資を積極的に進め、既存顧客に対する顧客満足度の向上に努めるとともに、新規顧客の開拓・獲得に努めてまいります

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	第 64 期 2019年3月期	第 65 期 2020年3月期	第 66 期 2021年3月期	第67期(当期) 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	7,796	8,252	6,765	8,507
経 常 利 益 (百万円)	268	304	85	597
当 期 純 利 益 (百万円)	267	277	50	386
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	72円62銭	75円66銭	17円29銭	133円12銭
総 資 産 (百万円)	5,034	5,292	7,037	7,103
純 資 産 (百万円)	2,662	2,553	2,691	3,055

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、総合印刷業、販売促進プロモーション、販促管理システムの企画・管理、WEB及びSNSのデジタル・マーケティングを主たる事業としております。

## (8) 主要な営業所及び工場

(2022年3月31日現在)

区 分	所 在 地
本 社	東京都練馬区
第 二 ビ ル ( 別 館 )	東京都練馬区
大 阪 支 店	大阪府大阪市天王寺区
高 崎 支 店	群馬県高崎市
仙 台 支 店	宮城県仙台市泉区
札 幌 支 店	北海道札幌市北区
埼 玉 工 場	埼玉県新座市
和 歌 山 工 場	和歌山県日高郡日高川町
配 送 セ ン タ ー	大阪府大阪市東成区

## (9) 従業員の状況

(2022年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
322名	0名	45.1才	14.0年

(注) 臨時従業員は含んでおりません。



## (10) 主要な借入先

(2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	889百万円
株式会社三菱UFJ銀行	500
株式会社群馬銀行	50
合 計	1,439

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 14,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 2,898,169株  
 (自己株式1,117,416株を除く。)  
 (3) 株 主 数 996名  
 (4) 単元株式数 100株  
 (5) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE	595,000	20.5
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - HONG KONG	225,200	7.8
株式会社DM証券	129,400	4.5
株式会社ナガワ	117,000	4.0
正 井 宏 治	106,200	3.7
D I C グラフィックス株式会社	100,000	3.5
株式会社三井住友銀行	100,000	3.5
auカブコム証券株式会社	99,800	3.4
大日精化工業株式会社	80,000	2.8
平賀従業員持株会	74,925	2.6

- (注) 1. 当社は、自己株式1,117,416株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 3. 2022年1月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、Hikari Investment BVI Limited他共同保有者2名が2022年1月12日現在で849,900株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当期末現在における実質的所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。  
 大量保有者 Hikari Investment BVI Limited他共同保有者2名  
 保有株券等の数 849,900株  
 株券等保有割合 21.17%

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 前 圭 司	
取 締 役	上 出 真 太 朗	管理本部長
取 締 役	木 下 昭 三	取締役 第三営業本部 本部長
取 締 役	服 部 謙 太 朗	桜坂法律事務所弁護士
取 締 役	志々目 祐 二	
常 勤 監 査 役	小 林 永 典	
監 査 役	鈴 木 博 司	(株)ラルク代表取締役社長
監 査 役	安 達 則 嗣	安達公認会計士事務所所長、東陽監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役のうち、服部謙太郎氏及び志々目祐二氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち、鈴木博司氏及び安達則嗣氏は社外監査役であります。
3. 監査役鈴木博司氏は、経営コンサルタント会社の代表として培われた専門的な知識・経験等を有するものであります。
4. 監査役安達則嗣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役服部謙太郎氏及び志々目祐二氏、監査役鈴木博司氏及び安達則嗣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と桜坂法律事務所には、特別の利害関係はありません。
7. 当社と(株)ラルクには、特別の利害関係はありません。
8. 当社と安達公認会計士事務所及び東陽監査法人には、特別の利害関係はありません。
9. 当事業年度中の取締役の異動  
 取締役柏秀臣氏は、2021年6月24日開催の第66回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。  
 取締役福島隆氏は、2021年6月24日開催の第66回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。  
 取締役志々目祐二氏は、2021年6月24日開催の第66回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
10. 一部の取締役の役職名、担当及び重要な兼職の状況が変更となっております。なお、2022年4月1日時点の取締役及び監査役の状況は次のとおりであります。

役 職 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 前 圭 司	
取 締 役	上 出 真 太 朗	管理本部長
取 締 役	木 下 昭 三	
取 締 役	服 部 謙 太 朗	桜坂法律事務所弁護士
取 締 役	志々目 祐 二	
常 勤 監 査 役	小 林 永 典	
監 査 役	鈴 木 博 司	(株)ラルク代表取締役社長
監 査 役	安 達 則 嗣	安達公認会計士事務所所長、東陽監査法人代表社員

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社は役員報酬等の額の決定に関する具体的な方針は、世間水準・業界水準、経営成績及び従業員給与とバランス等を考慮して定めております。

また、その決定方法は、株主総会で決定された年額報酬枠の限度内において、事前に代表取締役中前圭司が社外取締役・監査役と相談の上、取締役報酬は取締役会の決議に従い、監査役報酬は監査役会の協議により決定しております。

2020年6月18日開催の定時取締役会にて代表取締役中前圭司より役員報酬の考え方について報告があり、適正で業界水準にあったものにする、報酬構成についての提案、報酬額及び役職別報酬については社外役員・常勤監査役・代表取締役で審議することを説明し、異論はありませんでした。

当事業年度においては、2021年6月24日開催の臨時取締役会にて代表取締役中前圭司より2021年度取締役役職別報酬額を2020年6月18日開催の定時取締役会の中で提案した報酬構成で決定したい旨の説明があり、承認を議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決しております。

当社の取締役の報酬は、役位・職責に応じた固定報酬である基本報酬、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬で構成しております。

② 取締役及び監査役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、1996年6月27日開催の第41回定時株主総会において月額500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。なお、2021年6月24日開催の第66回定時株主総会において、上記報酬額の枠内かつ年額200万円以内かつ年2万株以内の当社株式を譲渡制限付株式割当契約の締結を前提に当社取締役に付与することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1996年6月27日開催の第41回定時株主総会において月額100万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外 取締役)	97,951 (6,600)	70,251 (6,600)	— (—)	27,700 (—)	— (—)	7 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	21,000 (10,200)	21,000 (10,200)	—	—	—	3 (2)

(注) 1. 上記には、2021年6月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2. 業績連動報酬にかかる業績指標は企業の本業の収益力を表す当事業年度の営業利益であり、その実績は職責に応じて使い分け設定した割合に応じて算出しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、10頁「取締役及び監査役の名等」に記載のとおりであります。

②取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会 (17回開催)		監査役会 (14回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	服部 謙太郎	17回	100%	—	—
社外取締役	志々目 祐二	13回	100%	—	—
社外監査役	鈴木 博司	17回	100%	14回	100%
社外監査役	安達 則嗣	17回	100%	14回	100%

(注) 社外取締役志々目祐二氏は、2021年6月24日開催の第66回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。上記は同氏の就任期間中の出席回数を記載しております。

③取締役会及び監査役会における発言状況等

社外取締役である服部謙太郎氏は、弁護士としての法律・経済・社会情勢に関わる分野に対する豊富な経験と幅広い見識を有しております。取締役会において、議案審議に必要な発言を適宜行っております。同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務の分野に精通した弁護士であることから、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。

社外取締役である志々目祐二氏は、丸紅㈱では経営企画や輸送機・産業機械部門等に従事し、また丸紅グループ会社の経営トップを歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。取締役会において、議案審議に必要な発言を適宜行っております。同氏は、これまでの総合商社での長年の実務経験と、グループ会社の経営トップの経験により、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。

社外監査役である鈴木博司氏は、㈱ラルクの代表取締役であり、経営コンサルタント会社の代表として培われた専門的な知識・経験等を有しております。取締役会及び監査役会において、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役である安達則嗣氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役会及び監査役会において、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### 5. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額(注)2.	17,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	17,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので「公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」はこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人ハイビスカスは、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監

査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 取締役会は、原則として月1回開催し、「取締役会規程」に基づきその適切な運営を確保するとともに、取締役は相互に職務の執行を監督する。また独立性を有する社外取締役を選任することにより、取締役の職務執行の適法性を牽制する機能を確保しております。
  - 2) 取締役は、自ら率先して当社行動規範を遵守・実践し、使用人の模範となるとともに、善良なる管理者の注意をもって会社のため忠実にその職務を執行しております。
  - 3) 全ての取締役、監査役、使用人が法令遵守を実現するために「行動指針」を制定し、これを当社におけるコンプライアンスの手引きとし、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図っております。
  - 4) コンプライアンス責任者を代表取締役とし、コンプライアンスに関する課題を検討し、リスクを事前に回避するため、倫理委員会を設置し、全社のコンプライアンス推進体制を整備しております。
  - 5) 使用人を対象とした組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談、または通報の適正な処理の仕組みを「内部通報制度規程」に定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資することとしております。
  - 6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。
  - 7) 代表取締役直轄の内部監査部を設置し、経営活動全般にわたる制度及び業務の執行状況について適正性のチェックを実施し、内部管理体制の強化及び経営効率化の増進に資することとしております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 当社は、業務上取り扱う情報について、「文書管理規程」並びに「情報セキュリティ手順書」及び「個人情報保護基本規程」に基づき、厳格かつ適正に管理する体制を整備しております。
  - 2) 必要に応じて保管・運用方法の見直しと改善を図り、取締役または監査役の要請に応じて、速やかに閲覧提供できる体制を整えております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社は「リスク管理規程」に基づき、定期的に危機管理に要するリスクの棚卸しを行い、対応計画を策定し、適正に管理しております。
  - 2) 重大な事故、災害が発生した場合には、事前に設定した緊急マニュアルに沿って行動しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。
  - 2) 取締役会は、経営の基本方針の決定及び重要事項の承認を行うとともに、取締役の職務執行が効率的に行われているか監督しております。
  - 3) 取締役会が決定した経営方針に基づき、本部長は本部方針を決定し、部門長は本部方針に基づき組織目標及び個人目標を設定するとともに達成度を評価し、その達成度に基づいた人事・報酬制度を運用しております。
  - 4) 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を実行するとともに、内部監査部が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行っております。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制
  - 1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くことしております。
  - 2) 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保しております。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - 1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できるものとしております。
  - 2) 監査役は、稟議書等の業務に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役及び使用人に該当書類の提示や説明を求めることができるものとしております。
  - 3) 取締役及び使用人が異常を発見し監査役に報告した場合、当社は、監査役へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止しております。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1) 代表取締役は定期的に監査役と情報交換を行っております。
  - 2) 監査役は、内部監査部及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図っております。
  - 3) 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認める時は自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他外部専門家を活用しております。
  - 4) 当社は、監査役が当社に対し、その職務の執行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

- (8) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- 1) 当社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用を行っております。
  - 2) 財務報告に係る内部統制において、代表取締役は、組織の全ての活動において、最終的な責任を有しており、内部統制システム構築の基本方針に基づき内部統制を整備・運用しております。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針
- ①反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため、具体的な事項をコンプライアンスガイドラインとして定め、その中で「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と宣言し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとしております。
  - ②反社会的勢力排除に向けた整備状況  
以下のとおり、反社会的勢力による不当要求に屈しない、または排除する体制をとっております。
    - ・ 対応総括部署及び対応担当者の設置状況  
人事総務部を対応総括部署とし、対応担当者を選任して、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制をとっております。
    - ・ 外部専門機関との連携状況  
万が一反社会的勢力から不当要求等、直接、間接を問わず不当な介入を受けた場合には、警察等の関係行政機関、顧問弁護士と連携して対応し、適切な対応がとれる体制を構築しております。
    - ・ 対応マニュアルの整備状況  
反社会的勢力と断絶する旨を宣言するコンプライアンスガイドラインに基づき、「反社会的勢力対策規程」を制定し、実際に反社会的勢力から不当要求等があった場合の具体的な対応を定めております。
    - ・ 研修活動の実施状況  
コンプライアンスガイドラインを、グループウェアの掲示板に掲示しており、役員、全従業員が常に意識できるように周知徹底をしております。
    - ・ 取引先確認  
取引先に反社会的勢力が入り込まないようにするため、各部門が新規取引を行う際は、必ず事前に反社会的勢力との関係についての調査を実施しております。



## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 取締役の職務の執行について

取締役は、「取締役会規程」、「組織総合規程」等に則り、取締役の役割分担を明確にし、効率的な職務執行と重要事項の決定を行いました。また、「定款」、各会則及び「文書管理規程」に基づき、取締役の執行状況について各議事録の作成と適切な保管を行っております。さらに「行動指針」を通じて、取締役と従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底を図りました。また、監査役及び内部監査部が当該システムの有効性について精査いたしました。

### (2) 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、代表取締役及び各取締役より業務執行の状況や会社経営の重要事項について報告を受けております。また、四半期毎に会計監査人及び内部統制統括責任者と定期的に会合を持ち、会計監査内容及び内部統制の構築・整備状況について情報交換を行っております。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>4,381,635</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,767,243</b>
現金及び預金	2,693,512	買掛金	652,985
受取手形、売掛金及び契約資産	1,244,197	電子記録債務	594,905
電子記録債権	48,639	短期借入金	730,000
商品及び製品	42,290	一年内返済予定長期借入金	67,176
仕掛品	84,993	未払金	78,598
原材料及び貯蔵品	63,972	未払費用	59,186
前払費用	54,450	未払法人税等	183,975
未収入金	117,327	未払消費税等	119,636
その他の貸倒引当金	33,860	前受金	7,646
	△1,609	預り金	30,538
<b>固定資産</b>	<b>2,721,444</b>	役員賞与引当金	31,625
<b>有形固定資産</b>	<b>1,376,710</b>	賞与引当金	207,748
建築物	316,543	その他の	3,222
構築物	5,242	<b>固定負債</b>	<b>1,280,515</b>
機械及び装置	397,328	長期借入金	642,356
車両運搬具	1,093	長期預り金	9,510
工具、器具及び備品	58,397	長期未払金	14,571
土地	598,103	再評価に係る繰延税金負債	70,154
<b>無形固定資産</b>	<b>54,389</b>	退職給付引当金	540,714
ソフトウェア	44,264	繰延税金負債	3,208
ソフトウェア仮勘定	10,125	<b>負債合計</b>	<b>4,047,758</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,290,345</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	588,524	<b>株主資本</b>	<b>2,868,928</b>
破産更生債権等	4,905	資本金	434,319
長期前払費用	45,460	資本剰余金	415,947
投資不動産	633,575	資本準備金	110,000
その他の	22,785	その他資本剰余金	305,947
貸倒引当金	△4,905	<b>利益剰余金</b>	<b>2,589,202</b>
		その他利益剰余金	2,589,202
		別途積立金	760,000
		繰越利益剰余金	1,829,202
		<b>自己株式</b>	<b>△570,541</b>
		評価・換算差額等	186,393
		その他有価証券評価差額金	284,407
		土地再評価差額金	△98,014
		<b>純資産合計</b>	<b>3,055,321</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,103,080</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>7,103,080</b>

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,507,988
売 上 原 価		6,506,086
売 上 総 利 益		2,001,902
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,447,739
営 業 利 益		554,163
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,105	
受 取 家 賃	11,153	
作 業 く ず 売 却 益	15,425	
不 動 産 賃 貸 収 入	16,800	
そ の 他	10,396	66,881
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,712	
不 動 産 賃 貸 原 価	5,006	
そ の 他	8,737	23,456
経 常 利 益		597,588
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	81	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,296	1,377
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	294	
固 定 資 産 除 却 損	921	
助 成 金 返 還 損	12,086	13,302
税 引 前 当 期 純 利 益		585,663
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	173,344	
法 人 税 等 調 整 額	26,193	199,537
当 期 純 利 益		386,125

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	434,319	110,000	305,947	415,947
当 期 変 動 額	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	434,319	110,000	305,947	415,947

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	760,000	1,443,076	2,203,076
当 期 変 動 額	—	—	—
当 期 純 利 益	—	386,125	386,125
自己株式の取得	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	386,125	386,125
当 期 末 残 高	760,000	1,829,202	2,589,202

(単位：千円)

	株 主 資 本	
	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	△570,439	2,482,904
当 期 変 動 額	—	—
当 期 純 利 益	—	386,125
自己株式の取得	△101	△101
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—
当 期 変 動 額 合 計	△101	386,023
当 期 末 残 高	△570,541	2,868,928

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	306,309	△98,014	208,294	2,691,199
当 期 変 動 額	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	386,125
自己株式の取得	—	—	—	△101
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△21,901	—	△21,901	△21,901
当 期 変 動 額 合 計	△21,901	—	△21,901	364,122
当 期 末 残 高	284,407	△98,014	186,393	3,055,321

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

###### ①商品及び製品

移動平均法

###### ②原材料

移動平均法

###### ③仕掛品

個別法

###### ④貯蔵品

最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 4～10年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (3) 役員賞与引当金  
役員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合期末要支給額の全額）に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準 (収益の計上基準)

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を出荷し、引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、出荷と引き渡し時点で重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

#### (会計方針の変更)

##### (収益認識に関する会計基準等の適用)

当社は2021年4月1日より企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(2021年3月26日)を適用しております。収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき、変動対価及び顧客に支払われる対価を考慮して測定し、製品に対する支配が顧客に移転した時点で認識しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。なお、1株当たり情報に対する影響はありません。

##### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度に係る計算書類に与える影響はありません。

#### (表示方法の変更)

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度の期首より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範囲で影響を与える事象であり、現時点で当社に及ぼす影響及び感染症の収束時期を予測することは困難ですが、翌事業年度の一定期間にわたり当感染症の影響が継続するという一定の仮定に基づき、当事業年度の会計上の見積りを行っております。



(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,796,780千円
2. 担保に供している資産
- |            |           |
|------------|-----------|
| 建        物 | 30,434千円  |
| 土        地 | 194,956千円 |
- 上記に対応する債務
- |              |           |
|--------------|-----------|
| 短期借入金        | 180,000千円 |
| 一年内返済予定長期借入金 | 67,176千円  |
| 長期借入金        | 642,356千円 |
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年（平成14年）3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。  
なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出  
再評価を行った年月日 2002年（平成14年）3月31日
4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。  
当該契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- |         |             |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 1,795,000千円 |
| 借入実行残高  | 230,000千円   |
| 差引額     | 1,565,000千円 |

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	4,015,585	—	—	4,015,585

#### 2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,113,516	3,900	—	1,117,416

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加理由は以下のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度退職者の無償取得による増加 3,800株

単元未満株式の買取りによる増加 100株

#### 3. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌事業年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	43,472千円	利益剰余金	15円	2022年3月31日	2022年6月24日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心に、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金については主に銀行借入により調達しております。

また、設備計画に基づく必要な資金についても銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に純投資目的の債券及び株式並びに取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）は、設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、財務経理部が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券(*2)	577,524	577,524	—
資産計	577,524	577,524	—
長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）	709,532	709,532	—
負債計	709,532	709,532	—

(\*1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	11,000

### (注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,693,512	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	1,244,197	—	—	—
電子記録債権	48,639	—	—	—
合 計	3,986,349	—	—	—

### (注) 2. 短期借入金及び長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	730,000	—	—	—	—	—
長期借入金	67,176	67,176	67,176	67,176	67,176	373,652
合 計	797,176	67,176	67,176	67,176	67,176	373,652

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	577,524	—	—	577,524
資産計	577,524	—	—	577,524
該当事項はありません。	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

#### (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません。	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金（一年内返済予定 長期借入金を含む）	—	709,532	—	709,532
負債計	—	709,532	—	709,532

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
未払事業税	1,322
未払事業所税	12,073
賞与引当金否認	63,612
貸倒引当金限度額超過	1,995
減損損失否認	7,227
投資有価証券評価損否認	15,443
退職給付引当金否認	165,566
役員退職慰労引当金否認	4,461
会員権評価損否認	1,216
棚卸資産評価損否認	584
株式報酬費用否認	8,998
その他	1,352
繰延税金資産計	<u>283,854</u>
評価性引当額	<u>△178,957</u>
繰延税金資産合計	<u>104,897</u>

繰延税金負債	千円
その他有価証券評価差額金	<u>△108,106</u>
繰延税金負債合計	<u>△108,106</u>
差引 繰延税金資産の純額	<u>△3,208</u>
土地再評価に係る繰延税金負債	△70,154

**(賃貸等不動産に関する注記)**

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社は東京都に賃貸用土地建物を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	645,551	698,534

(注) 当事業年度の時価は、路線価等に基づいて自社で算定した金額であります。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1. 1株当たり純資産額 1,054円23銭
2. 1株当たり当期純利益 133円12銭

**(収益認識基準に関する注記)**

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
顧客との契約から生じる収益	8,507,988
その他の収益	—
合計	8,507,988

(注) 当社は、販売促進関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報につきましては、23頁「4. 収益及び費用の計上基準 (収益の計上基準)」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	1,008,557千円
契約資産	235,640千円
契約負債	2,997千円

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2022年 5月13日

株式会社 平 賀  
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員 公認会計士 阿 部 海 輔  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 沼 田 慶 輔  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社平賀の2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社 平	賀	監査役会
常勤監査役	小林 永典	Ⓜ
社外監査役	鈴木 博司	Ⓜ
社外監査役	安達 則嗣	Ⓜ

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしました結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円

総額 43,472,535円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月24日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものです。

(2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

(3) 参考書類等のインターネット開示(現行定款第14条)は、電子提供制度の下では不要となるため、これを削除するものです。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります(下線部は変更箇所)。

現行定款	変更案
<u>(参考書類等のインターネット開示)</u>	<削除>
第14条 当社は、株主総会参考書類、 計算書類、及び事業報告に記載または表	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>示すべき事項にかかわる情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>＜新設＞</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

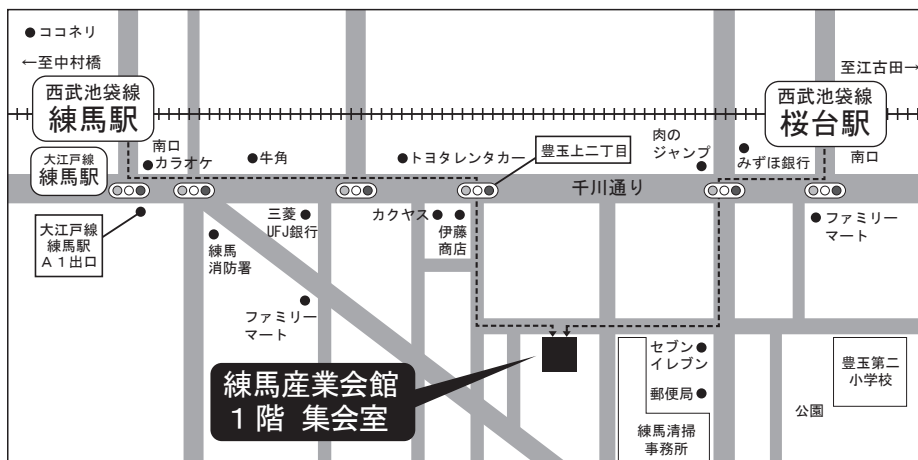
現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条 変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>（2）前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を開催日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>（3）本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上

## 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都練馬区豊玉上2丁目23-10  
練馬産業会館 1階 集会室  
電話番号 03-3991-4541 (株式会社平賀 代表番号)

- ・西武池袋線 各駅停車「桜台」駅 南口より徒歩5分
- ・西武池袋線「練馬」駅 南口より徒歩6分
- ・都営大江戸線「練馬」駅 A1出口より徒歩6分



(お願い) 当会場には駐車場がございませんので誠に恐縮ながらご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。